

e-Taxでの申告について

1. 申告書の作成 (e-Taxソフトをダウンロードして入力)

令和 4 年 9 月分印紙税納税申告書(書式表示用)

令和 4 年 9 月 1 日	課税文書の作成及び名称	(〒100-2222) 東京都千代田区霞が関 2-1-3 国税庁 株式会社	電 (03) 1111 2222
	申告者の住所	(〒100-2222) 東京都千代田区霞が関 2-1-3	電 (03) 1111 2222
	(フリガナ) 氏名又は名称及び代表者氏名	コクセイショウジ カブシキカイシャ 国税 次郎	
	(フリガナ) 向上代理人		

下記のとおり印紙税の納税申告書(期票提出申告書・ 修正申告書) を提出します。

特件名	名称	号別	承認年月日	承認番号	税率・税額区分 (円)	数量 (個)	税 額 (円)
課上税金に係る金銭又は有価証券の売却	譲渡	17-1	平成 28 年 1 月 1 日	739	200	120	24,000
課上税金に係る金銭又は有価証券の売却	譲渡	17-1	平成 28 年 1 月 1 日	739	200	216	43,000

2. 電子署名の添付

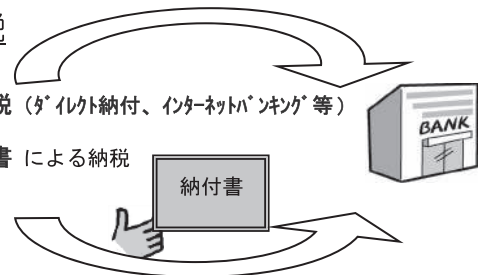


3. データの送信



4. 納税

電子納税 (ダイレクト納付、インターネットバンキング等) 又は 納付書 による納税



e-Tax で申告されている方、毎月納付など頻繁に納付手続をされている方は「ダイレクト納付」をご利用ください!

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付することができます。

《納付方法》

パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して口座引落しにより納付する方法です。

《事前手続》

e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

ダイレクト納付の手続についてはこちら

ダイレクト納付



<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/index.htm>



社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) について

印紙税納税申告書(書式表示用)等について、税務署へ提出する際は、毎回、マイナンバー(個人番号)・法人番号の記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書等を税務署へ提出する際は、毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です※。

※ e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>について」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー



<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>



法人番号の検索・閲覧について

法人番号は、国税庁法人番号公表サイトで公表しています。

法人番号公表サイト



<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

